

鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託に適用する特記事項を示すものである。

(目的)

第2条 鈴鹿市では、人口減少・少子高齢化の進展や地域公共交通の担い手不足などにより、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。そのため、地域住民の日常生活における移動手段の確保、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成や再構築など、将来にわたって持続可能な地域公共交通を維持することが必要となっている。

こうした中で、これまで令和4年6月に策定した「鈴鹿市地域公共交通計画」に基づき、各種交通施策の推進に取り組んできた。当該計画は令和9年度末に終了となることから、現行計画の成果と課題を整理し、検証するとともに、新たな国の指針や本市の実情に即した実効性の高い「鈴鹿市地域公共交通計画」に改定することを目的とする。

本業務では、地域における輸送資源の活用など、鈴鹿市における公共交通のあり方を整理し、上位計画との整合を図りながら、関係機関・事業者との連携強化により、実効性と持続可能性を備えた、鈴鹿市における地域公共交通計画の構築を目指すものとする。

(契約形態)

第3条 本業務は、2か年での実施を予定しているが、令和9年度の契約は、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の交付決定を受けた後に1者随意契約を締結することを基本とする。ただし、交付決定がなされない等の理由により、契約が成立しない場合がある。

(法令等の厳守)

第4条 本業務は、本仕様書のほか、交通政策基本法その他関係法令及び通達に基づき実施しなければならない。

(業務内容)

第5条 本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定されている地域公共交通計画に定める事項、地域公共交通計画の作成に関する基本的な

- 事項等に基づき、地域公共交通計画（案）を取りまとめることとする。
- 2 令和8年度及び令和9年度の業務内容は以下のとおりとする。

【令和8年度の業務内容】

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務計画書及び工程管理計画を立案する。

(2) 現行計画の検証、現状及び方向性の整理

鈴鹿市地域公共交通計画の改定に向けて、鈴鹿市の都市構造や地域公共交通の現状と課題、第1次鈴鹿市地域公共交通計画における目標の達成状況、将来の見通し等を可視化し、現状診断を実施する。その際、各種モビリティデータを活用するにあたって、地域特性や運行状況、利用状況等を多面的に整理し、各種データの重ね合わせなどにより視覚的にわかりやすいものとする。

(3) 利用実態等調査の実施

市民や利用者の移動に関する利用実態や利用意向等を把握するため、以下の調査を実施し、集計及び分析を行う。なお、調査に係る経費（交通費、郵送料等）は、すべて受注者の負担とする。

- ・市民アンケート調査
- ・コミュニティバス（C-BUS）OD 調査・アンケート調査
- ・交通事業者等関係者へのヒアリング

(4) 基本方針と目標の検討・設定

現状診断の結果を踏まえて、「公共交通軸と拠点の充実・保証」や「交通空白における移動の確保」、「持続可能性・実現可能性の確保」の観点から、本市における地域公共交通の課題を抽出するとともに、公共交通軸や拠点を明示した地域公共交通ネットワーク（交通体系図）としてとりまとめ、総合計画や都市マスタープラン、立地適正化計画等の上位・関連計画を踏まえつつ、本市が目指す地域交通のあり方についての基本方針及び目標の設定を行う。

(5) 地域主体の取組検討

地域主体の新たな移動手段について、地域ニーズと課題を把握し、専門的知見から助言を行うとともに、導入の可能性について検討を行う。

(6) 協議会等の開催支援

計画作成に必要な会議等（法定協議会に限らず、庁内会議等を含む。）において、会議資料の作成、出席・説明、議事録作成等事務局の運営を支援する。

- ① 協議会・分科会（年４回の開催を予定）
- ② 関係者間協議（庁内会議を含む）

(7) 中間報告書の作成

報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成する。

(8) 打ち合わせ

打ち合わせ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打ち合わせ協議を３回程度実施する。受注者は、協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、別途打ち合わせ協議を行うものとする。

【令和９年度の業務内容】

(1) 施策の検討・設定

地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）を実現するため、現状診断から洗い出された地域交通の課題を類型化し、それに対応する対策類型を整理する。

施策及び事業は、カルテ形式で整理し、可能な限り具体的に記載する。また、計画の進捗管理等についても記載する。

(2) K P I ・ 目標値の設定

施策の進捗・効果を説明するため算定すべきK P I 及び目標値を設定する。

K P I の設定にあたっては、データの取得等の継続的なモニタリングが可能となる点に留意し、短期（数か月～１年単位）、中長期（１年～計画期間内）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討する。

また、設定するK P I については、最新のデータで現況値及び目標値の試算を行う。

(3) パブリックコメント実施支援

庁内照会及びパブリックコメントを実施し、収集した意見の整理支援、取りまとめた意見への対応方針の提案等を行う。

(4) 協議会等の開催支援

計画作成に必要な会議等（法定協議会に限らず、庁内会議等を含む。）において、会議資料の作成、出席・説明、議事録作成等事務局の運営を支援する。

- ① 協議会・分科会（年4回の開催を予定）
- ② 関係者間協議（庁内会議を含む）

(5) 成果報告書の作成

報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成する。

(6) 打ち合わせ

打ち合わせ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打ち合わせ協議を3回程度実施する。受注者は、協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、別途打ち合わせ協議を行うものとする。

(履行期間)

第6条 本業務における履行期間は、以下のとおりとする。なお、契約は単年度ごとに締結する。

(1) 1年目（令和8年度契約）

契約日の翌日から令和9年3月12日まで

(2) 2年目（令和9年度契約）

契約日の翌日から令和10年3月10日まで

(技術者の要件)

第7条 本業務の履行にあたり、管理技術者及び照査技術者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定される「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、技術者として従事した経験を有するとともに、技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）いずれかの資

格保有者であること。

(提出書類)

第8条 受注者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出すること。なお、書類の様式は受注者の任意とするが、内容については地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する要件に基づくものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者及び主担当技術者調書
- (4) 業務計画書

(貸与資料)

第9条 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に対し、必要となる資料等を貸与する。なお、受注者は、発注者から貸与される関係資料等について、その重要性を認識し、厳重に管理するものとする。

(履行の届出)

第10条 受注者は、契約を履行したときは、業務完了報告書(任意様式)により、発注者に書面で届け出るものとする。

(検査の立ち会い)

第11条 受注者は、契約の履行完了を確認するための検査に立ち会わなければならない。なお、検査日については、発注者と協議を行い決定するものとする。

(成果品)

第12条 本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、電子データについては、発注者が活用できるようPDFファイルだけではなく、オリジナルファイル(.docx、.xlsx、.pptxなど)として、表やグラフ等はExcelデータに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 中間報告書 | 2部 |
| (2) 鈴鹿市地域公共交通計画(ホッチキス止め) | 10部 |
| (3) 業務報告書 | 2部 |
| (4) 上記各電子データ | 一式 |

(成果品の帰属)

第13条 本業務の成果品は、すべて発注者の帰属とし、受注者は発注者の許可な

く成果品等を公表または貸与してはならないものとする。

(疑義)

第 14 条 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議し、発注者の指示を受けるものとする。

(参考資料)

第 15 条 本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び鈴鹿市で作成した関係計画について適宜参考とすること。

- (1) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」概要版 (国土交通省)
- (2) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」手順書 (国土交通省)
- (3) 地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」データ活用の手引き (国土交通省)
- (4) モビリティ・アップデート・ポータル (国土交通省)
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp/>)
- (5) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き (国土交通省)
- (6) 鈴鹿市で作成した各種計画書